

# Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行日】 平成23年12月1日

## 雇用保険料引下げを検討！ 料率1.0%へ

厚生労働省は、失業手当などに充てる雇用保険の料率を2012年度に引き下げる方向で検討に入りました。11年度の1.2%から0.2ポイント引き下げ、1.0%にする案を軸に調整します。

保険料率は労使それぞれが半分ずつ支払う仕組みですが、足元での雇用保険財政の収支に余裕があることから、労使の負担を軽減する狙いがあります。

雇用保険の財源は、労使で折半する保険料と国庫負担から成り立っており、労使折半部分の保険料率は11年度が、賃金の1.2%。12年度から施行される改正雇用保険法の規定で、12年度から財政状況に応じて最大1.0%まで引き下げる措置が可能になっていました。

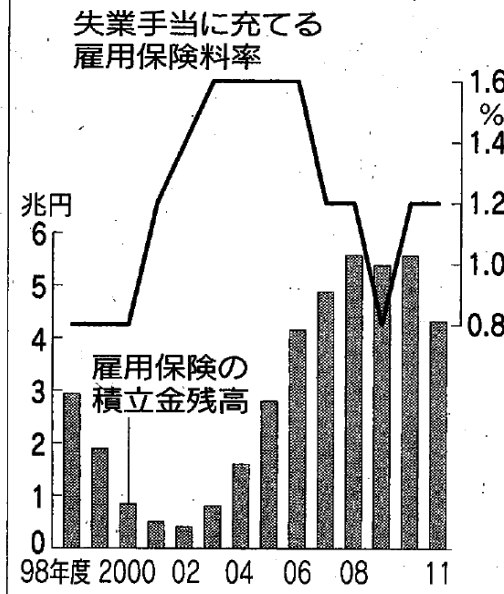
同省は、年内に労働政策審議会(小宮山洋子厚労相の諮問機関)の雇用保険部会に案を示す方針で、仮に保険料率を0.2ポイント引き下げた場合、労使の負担は、3,000億円規模で減少する見込みです。

たとえば、月収30万円の会社員が支払う保険料は月1,800円から同1,500円に減ることになります。

雇用保険の積立金残高は、景気が低迷していた02年度に過去最低となる4,064億円まで減少していますが、保険料率の引き上げで回復が続き、11年度末には4兆円超となる見込みです。そのため厚労省は、雇用保険の支払いが急増しても積立金の取り崩しで対応できるとみているようです。



雇用保険料率と積立金残高



### CONTENTS

雇用保険料引下げを検討！  
料率1.0%へ…… P.1

国税庁  
法人税務調査の状況を発表… P.2

One Point …………… P.2

地域別最低賃金の状況………… P.3

金融機関から再生支援を  
受けるためのポイント…… P.3

オフィスビル市況、回復の兆し  
～ 耐震性を重視 ～ …… P.4

若年者等正規雇用化  
特別奨励金は終了します…… P.5

12年度の税務スケジュール …… P.5

今月の名言録 …………… P.6

編集後記 …………… P.6



雇用保険料では、事業主が雇用安定や能力開発を目的とする雇用保険2事業への保険料も支払っています。雇用保険2事業の料率は2事業の財政収支が厳しいことから、現行の0.35%を据え置き見通しですが、一方、現行13.75%の国庫による負担について、雇用重視を訴える民主党は、マニフェスト(政権公約)で雇用保険法の本則で定めている25%に戻す方針を掲げています。ただ、負担引き上げに伴う2,000億円規模の財源確保には難航が予想されており、12年度に引き上げできるかどうかは、不透明な状況です。

雇用保険料を巡っては、今月23日に実施された政府の行政刷新会議(議長・野田佳彦首相)の提言型政策仕分けで、「一定の引き下げを含む負担と受益の関係の見直しを検討するとのこと」との提言が出されていますので、今後の動向に注視してください。

(日本経済新聞社 平成23年11月29日朝刊より抜粋)

## 国税庁 法人税務調査の状況を発表

国税庁は、平成22事業年度における法人税等の調査概要について発表しました。今回の調査では、社会・経済情勢の変化を踏まえつつ、無申告法人事案や海外取引法人事案に対して重点的に実施されたようです。

全体としては、調査対象法人12万5千件（前年対比89.7%）に対して実地調査を行い、その申告漏れ所得金額は、1兆2,557億円（同61.3%）、追徴税額は2,520億円（同66.3%）でした。

無申告法人事案では、法人が稼働している実態を隠すため故意に納税地を移転させたり、借名口座を用いて利益を隠蔽するなどの偽装・隠ぺい行為により、意図的に無申告であった事案も数百件以上あったようです。

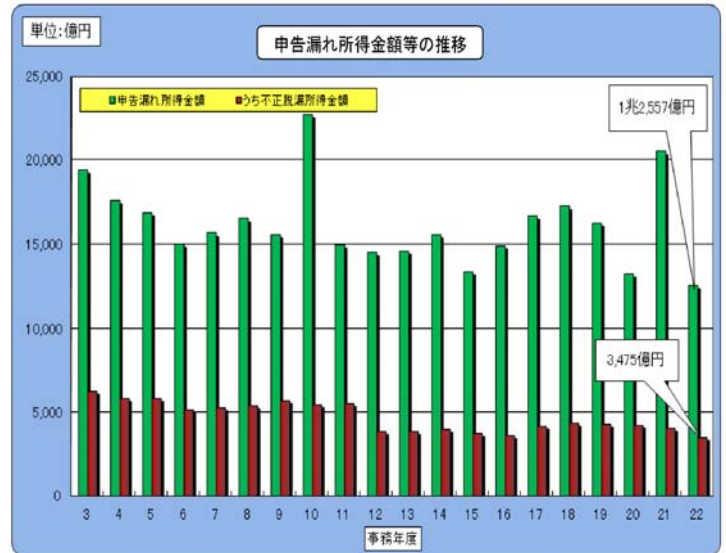
また、海外取引法人事案では、経済の国際化の進展により、企業等の国境を超えた事業・投資活動が活発化しており、海外の取引先との経費を水増しするなどの不正計算を行うものが見受けられています。

このような悪質な海外取引法人等に対しては、海外への資金移動に着目した資料情報の収集活用や租税条約に基づく情報交換制度の積極的な活用などにより対応しているようです。

なお、不正発見割合の高い業種は、下記の業種となっています。

- ① バー・クラブ ② パチンコ ③ 廃棄物処理業 ④ 土木工事業 ⑤ 一般土木建築工事業  
⑥ 職別土木建築工事業 ⑦ 自動車修理業 ⑧ 電気・通信工事業 ⑨ 管工事業 ⑩ 再生資源卸売業

項目	事務年度等		前年対比	
	21	22		
実地調査件数	千件	139	125	89.7
非違があった件数	千件	100	90	90.0
申告漏れ所得金額	億円	20,493	12,557	61.3
うち不正所得金額	億円	4,047	3,475	85.9
調査による追徴税額	億円	3,799	2,520	66.3



### One Point

## 通勤手当の非課税限度額について

マイカーや公共交通機関で通勤する従業員については、会社から通勤手当として支給されるものは、一定の限度額まで非課税となっています。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さです。）に応じて、右のように定められています。

片道の通勤距離が15キロメートル以上の人が、電車やバスなどを利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券1か月当たりの金額が、それぞれの限度額を超える場合にはその金額が限度額となります。

この場合に、利用できる交通機関がないときは、通勤距離に応じたJRの地方交通線の通勤定期券1か月当たりの金額で判定しても差し支えありません。ただし、100,000円が限度です。

また、最寄り駅までマイカーを利用し、公共交通機関も利用している場合には、駅までの距離に応じた通勤手当と定期券相当額の合算額が非課税限度額となります。

なお、1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、その超える部分の金額が給与として課税されますので注意が必要です。したがって、この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行うこととなります。

項目		非課税限度額(1ヶ月あたり)
電車・バス	交通機関利用による運賃等	合理的な運賃(10万円が限度額)
自動車・自転車等	片道2km未満	全額課税
	片道2km以上10km未満	4,100円
	片道10km以上15km未満	6,500円
	片道15km以上25km未満	11,300円
	片道25km以上35km未満	16,100円
	片道35km以上45km未満	20,900円
	片道45km以上	24,500円

## 地域別最低賃金の状況

最低賃金は、毎年秋に改定が行われていますが、今年も10月からその引上げが実施されています。

平成23年度の地域別最低賃金の全国加重平均は737円、引上げ額の全国加重平均は7円となりました。

都道府県別の改定状況は右表のとおりで、北海道、東京、神奈川については10円以上の引上げとなっています。これにより埼玉、東京、京都、大阪、兵庫、広島の6都府県で地域別最低賃金額と生活保護水準の逆転現象が解消され、残りは北海道、宮城、神奈川の3道県のみとなりました。

発効年月日より地域別最低賃金が改定されていることから、自社の賃金が最低賃金をクリアしているか否かを確認しておきましょう。

平成23年度地域別最低賃金改定状況（単位：円）

都道府県名	平成22年	平成23年	引上げ額	発効年月日
北海道	691	705	14	H23.10.6
青森	645	647	2	H23.10.16
岩手	644	645	1	H23.11.11
宮城	674	675	1	H23.10.29
秋田	645	647	2	H23.10.30
山形	645	647	2	H23.10.29
福島	657	658	1	H23.11.2
茨城	690	692	2	H23.10.8
栃木	697	700	3	H23.10.1
群馬	688	690	2	H23.10.7
埼玉	750	759	9	H23.10.1
千葉	744	748	4	H23.10.1
東京	821	837	16	H23.10.1
神奈川	818	836	18	H23.10.1
新潟	681	683	2	H23.10.7
富山	691	692	1	H23.10.1
石川	686	687	1	H23.10.20
福井	683	684	1	H23.10.1
山梨	689	690	1	H23.10.20
長野	693	694	1	H23.10.1
岐阜	706	707	1	H23.10.1
静岡	725	728	3	H23.10.14
愛知	745	750	5	H23.10.7
三重	714	717	3	H23.10.1

都道府県名	平成22年	平成23年	引上げ額	発効年月日
滋賀	706	709	3	H23.10.20
京都	749	751	2	H23.10.16
大阪	779	786	7	H23.9.30
兵庫	734	739	5	H23.10.1
奈良	691	693	2	H23.10.7
和歌山	684	685	1	H23.10.13
鳥取	642	646	4	H23.10.29
島根	642	646	4	H23.11.6
岡山	683	685	2	H23.10.27
広島	704	710	6	H23.10.1
山口	681	684	3	H23.10.6
徳島	645	647	2	H23.10.15
香川	664	667	3	H23.10.5
愛媛	644	647	3	H23.10.20
高知	642	645	3	H23.10.26
福岡	692	695	3	H23.10.15
佐賀	642	646	4	H23.10.6
長崎	642	646	4	H23.10.12
熊本	643	647	4	H23.10.20
大分	643	647	4	H23.10.20
宮崎	642	646	4	H23.11.2
鹿児島	642	647	5	H23.10.29
沖縄	642	645	3	H23.11.6

## 金融機関から再生支援を受けるためのポイント

経営状態が厳しくなった企業が経営を立て直していくには、金融機関からの支援が不可欠です。

それでは、金融機関は中小企業の再生支援を行うに当たり、どのような点を重視しているのでしょうか。

ここでは、中小企業庁発行の2011年版中小企業白書から、金融機関が再生支援に際して重視する判断基準を紹介いたします。この白書から、金融機関が中小企業の再生支援に際して、重視する判断基準に関する調査結果をまとめると、右グラフのようになります。

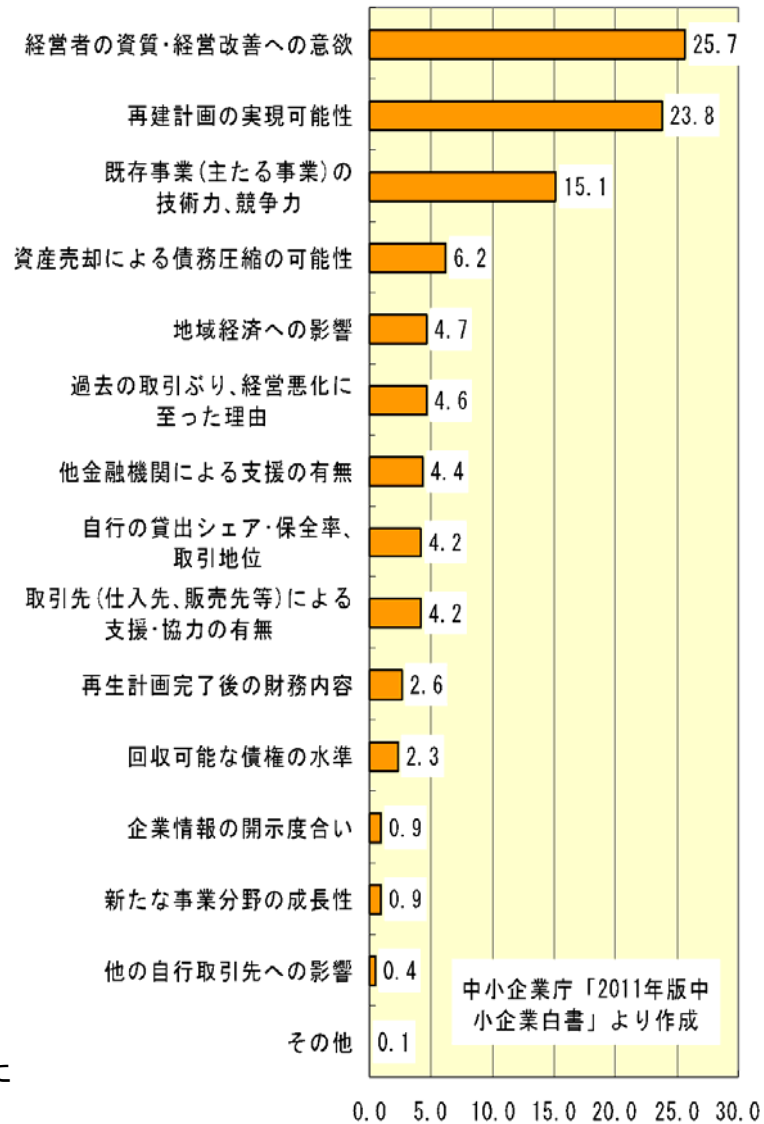
最も重視している項目が「経営者の資質・経営改善への意欲」でした。次いで「再建計画の実現可能性」、「既存事業（主たる事業）の技術力、競争力」となっており、こうした点を重視する金融機関が多いことがわかります。

金融機関に再生支援を要請する企業は、これまでの企業経営がうまくいっていないわけですから、これまでのやり方はもちろん、経営者の意識も改めなくてはなりません。ただし、企業にとって、これまでのやり方を改めることは、案外難しいことです。そのため金融機関が再生支援に当たり、経営者の資質や意欲、再建計画の実現可能性を重要視するのは、当然でしょう。

そのほか既存事業の技術力や競争力という要素も、支援を要請した企業が今後、市場で生き残っていけるのかどうかを判断するには重要なポイントとなります。

ここでは、金融機関が再生支援に関して重視する判断基準を紹介しましたが、経営者の資質・経営改善への意欲、計画の実現可能性、技術力、競争力などは、再生支援以外の融資の場合でも金融機関が重視する点といえます。普段の企業経営において意識しておくことが必要でしょう。

金融機関が再生支援に際して重視する判断基準（単位：％）



## オフィスビル市況、回復の兆し ～ 耐震性を重視 ～

東日本大震災以前からオフィス新規供給量が徐々に減少しており、昨今オフィスビル市況は回復をうかがう局面に入っています。3年にわたる賃料の値下がり背景に企業の移転意欲が高まり、空室率は既に低下し始めています。

一方で東日本大震災によって災害に強いオフィスを求める動きも強まり、賃料の下落も小幅になってきました。ただ足元では欧州債務危機による世界的な景気の先行き不透明感が強まり、企業の移転意欲が後退する懸念も出ています。

### ◆ 空室率、6カ月連続で低下

オフィス仲介大手の三鬼商事(東京・中央)がまとめた9月末の東京都心5区(千代田、中央、港、新宿、渋谷)のオフィスビル平均空室率は8.64%。前月比で0.01ポイントと小幅ながら低下し、6カ月連続で低下しました。

東京以外の空室率も軒並み低下しており、9月末の大阪の空室率は前月比0.25ポイント低い11.24%、名古屋は0.07ポイント低い11.84%。いずれも11%を上回る高水準ではあるものの、低下傾向は続いています。

震災以後、企業は耐震性の高さや非常用電源の設置など危機管理を意識するようになり、移転需要にもつながっています。企業の危機管理が強化され、分散していた拠点を集約するなど前向きな移転も増えています。

ただ、5～6月ごろに活発化した企業のオフィス移転の動きも、足元の欧州金融危機や円高で勢いがやや鈍化する中、最近では「オフィス移転に際しての意思決定が遅くなってきた」(シービー・リチャードエリス管理担当部門)とされています。今年度中の移転計画を来年度に延ばすなど、移転の結論を先送りする兆候が出始めています。

オフィス市況を下支えする1つの要素である投資資金の動きも勢いを欠いていますが、特に欧州金融危機の影響もあり、上場不動産投資信託(REIT)市場でREIT全体の値動きを示す東証REIT指数は10月下旬に約1年4カ月ぶりの低水準を付けています。空室率の低下に続き賃料が上昇し、さらに一段の空室率低下につながる——。こうした市況の本格回復の循環に入るにはまだ時間が必要ではないでしょうか。

### ◆ 名古屋駅周辺、建て替えによる移転需要堅調

名古屋は、空室率が緩やかに低下しています。前述の三鬼商事によると、名古屋の9月末空室率は11.84%と7カ月連続低下し、2月末に比べて1.27ポイント低下しました。依然として10%を大きく上回る高水準となっており、2009年までのオフィス大量供給が未だに尾を引いています。

名古屋では東日本大震災後に東京でみられたような「耐震性の高いビルに移転する動きは比較的少なかった」(三鬼商事名古屋支店)とされています。

足元では名古屋駅周辺で相次いだ大型ビルの建て替えが移転需要を掘り起こし、空室率の低下につながった側面もあり、名古屋駅地区の空室率は、8月末から10%を下回っています。主に域内の小型ビルや周辺地区からの移転が持続しており、大型・新築ビルが完成すると、周辺の老朽化した中小型ビルからテナントが流出する傾向が顕著となっています。

#### 東海エリアのオフィスビル賃貸料調査

都市	地域		賃貸料 (千円)	前年同期 (千円)	ランク	保証金 ・敷金 (千円)	コメント
静岡	静岡駅前～県庁周辺	新築	14	14	—	140～168	駅前大型ビルに移転する企業もみられる。築浅物件以外は苦戦
		既存	5～14	5.3～16	▲▲▲	24～168	
名古屋	名古屋駅周辺	新築	24	18～24	△△△	288	テナント移転によりグレードの高いビルの空室消化進む
		既存	4.5～31	4.5～31	—	32～465	
	地下鉄伏見駅周辺	新築	12～13	8～20	▲▲▲	120～156	賃料に割安感。駅に近い築浅ビル中心にテナントが入居
		既存	5～21	3～21	△△	11～279	
	栄周辺	新築	—	13.5～18	—	—	他地域の築浅ビルへテナントの流出が続く
		既存	5.2～20	5～18.5	△△	15～310	

※ランク △△△ 前年同期比上昇率10%以上 △△ 5%以上10%未満 △ 5%未満

▲は下落(表示は△と同じ) — は未定か変わらず、または該当物件なし

## 若年者等正規雇用化特別奨励金は終了します

この奨励金は、平成23年度末までの時限措置として活用されていましたが、当初の予定通り、平成23年度末で終了することとなりました。

奨励金の支給対象となるのは、平成23年度末までに正規雇用を開始した場合となります。したがって、特に「トライアル雇用活用型」及び「有期実習型訓練修了者雇用型」については、トライアル雇用及び有期実習終了後の正規雇用開始年月日が平成24年3月31日以前でないと支給対象となりません。

【例】平成24年1月21日にトライアル雇用開始⇒3ヶ月経過後の平成24年4月21日に正規雇用開始

…この場合だと、正規雇用開始年月日が平成24年4月1日以降のため、支給対象となりません。

### 若年者等正規雇用化特別奨励金とは…

年長フリーターや、内定取消を受けた新規卒者等を平成23年度末までに正規雇用で雇い入れ、一定期間継続して雇用している事業主に奨励金を助成する制度で、次の4つの種類があります。

※受給できる額…中小企業事業主の場合100万円(3回に分けて受給)

#### ①トライアル雇用活用型

- ・トライアル雇用開始日前1年間に、雇用保険の一般被保険者でなかった者
- ・トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の者

#### ②直接雇用型

- ・雇入れ前1年間に雇用保険の被保険者でなかった者、その他、職業経験・技能・知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者
- ・雇入れ現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者

#### ③有期実習型訓練修了者雇用型

- ・有期実習型訓練修了後の雇入れ日(有期実習型訓練を実施した事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は訓練開始日)現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者

#### ④内定取消雇用型

- ・学校在学中に内定取消を受け、就職先が未決定の者
- ・雇入れ日現在の満年齢が40歳未満の者



## 12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～当年11月分)の納付	納 期 限 12月 12日(月)
7～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出	申請期限 12月 20日(火)
10月決算法人の確定申告	申告期限 1月 4日(水)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 1月 4日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 1月 4日(水)
4月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 1月 4日(水)
消費税年税額が400万円超の1月・4月・7月決算法人の3月毎の中間申告	申告期限 1月 4日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 1月 4日(水)
給与所得の年末調整	調整時期 本年度最後の給料の支払いをするとき
固定資産税(都市計画税)の納付(第3期分)	納 期 限 各都道府県条例に定める日

## 今月の名言録

### ～ 乱を忘れず ～

景気がよくて、生活も豊かで、こんな姿がいつまでもつづけば、まことの結構である。  
しかし、おたがい人生には、雨の日もあれば、風の日もある。

景気にしても好況のときもあれば、不況のときもある。いつも平和な、いつも豊かなときばかりとは限らない。それが人生である。世の中である。

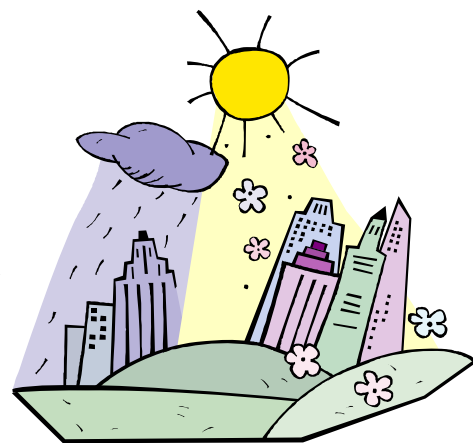
ところが、世の中が落ち着いて、ある程度景気もよくなり、生活も向上して、  
いわゆる安穏な毎日がつづくようになると、いつしか、この世の中の実体を忘れ、  
人生のあり方を忘れて、日を送る。

それですむなら、それでもよかろう。しかしいつかは台風が来、あるいは不景気の波が立つ。そのときになっても、はたして  
きのうに変わらぬ泰然の心境でいられるか、どうか。

いついかなる変事にあおうとも、つねにそれに対処してゆけるように、かねて平時から備えておく心がまえがほしいもの。  
「治にいて乱を忘れず」である。

それがわかっていながら、しかもおたがいに今ひとつ充分でないのも、これも人間の一つの弱点であろうか。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



## 編集後記

毎年この時期に思うことなのですが、1年という月日がたつのは本当に早いですね。平成23年もあと残り1ヶ月弱です。  
毎日バタバタと時間が過ぎ、気がついたら年末になっていたという方も多いかもしれませんね。年初には、あれもやりたい、  
これもやりたいと考えていたことが、いくつぐらい実現できていますか。

私自身もこれに関しては毎年反省することが多く、この時期になってあわてて、越年項目がひとつでも  
少なくなるように悪あがきをしているような状況です。

また、こうした節目の時には、達成できなかった項目だけではなく、達成できた項目もあわせて、  
しっかりと確認しておくことが大切かと思えます。反省するばかりでは気分も減入ってしまいますので、  
できた項目に関しては、承認することも忘れずにしたいですね。

もちろん、できなかった項目に関しては、内容を検討し、翌年においても重要な項目であれば、  
引き続き取り組んでいかないといけないですし、また、新たな項目を追加することも含めて、  
目標や計画の再構築をしっかりとっておきたいものです。

(浅岡 和彦)



## 事務所のご案内

〒460-0022  
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階  
TEL: 052-331-0135  
052-331-0145  
FAX: 052-331-0167  
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、  
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

